

令和6年度 戸野目小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

*いじめの防止等とは、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処を指す。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法 第2条〕

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「戸野目小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

【いじめ防止のための基本姿勢】

- (1) すべての児童が安心して生活し、全力で教育活動に取り組むことができる学校づくりを目指す。
- (2) 児童が主体となって取り組む活動を支援し、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自己有用感や規範意識などの社会性を育み、いじめを生まない土壌を作る。
- (3) いじめの早期発見のために、毎月のアンケートや個別の面談を実施するなどの手段を講じて、児童一人一人の状況把握を丁寧に行う。

- (4) いじめを認知した場合は、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、関係機関と連携して、早期解決に力を注ぐ。
- (5) 学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合は、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けたとされる児童の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとされる児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

3 いじめ防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

(1) 組織の設置

- ①いじめ問題対策連絡協議会
- ②いじめ防止対策等専門委員会（教育委員会に設置）
- ③いじめ問題再調査委員会（市長部局に設置）

(2) いじめの防止に向けた市及び教育委員会の施策

①豊かな心を育む教育の推進

- ・人権教育、同和教育の充実を図る。
- ・自主的にいじめ問題について考え、議論する活動への支援を行う。

②社会性を育む生徒指導の推進

- ・関わり合って学ぶ授業づくり、児童生徒が主体となって取り組む「いじめ見逃しゼロスクール集会」、異学年集団による活動を推進する。

③教員の指導力向上のための支援

- ・児童の自主的な特別活動の推進に向け、研修会等の充実を図る。
- ・年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施する。

④いじめを行った児童、いじめを受けた児童への対応

- ・いじめを行った児童に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、児童の立ち直りを支援する。
- ・いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

⑤いじめ防止に対する学校評価・教員評価への指導・助言

- ・学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、発生した際の迅速で適切な対応、組織的な取組等を評価する。

4 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない環境、風土づくりに努める。
- ①いじめ見逃しゼロスクール運動
 - ・6月と10月の「いじめ見逃しゼロ強調月間」に、児童会総務委員会を中心として全校に、いじめ見逃しゼロを目指した意識向上の働きかけをする。また、学年部集会で、いじめ見逃しゼロを目指して発達段階に応じた取り組みを行う。
 - ②子どもと共に1・2・3運動の実施
 - 早期発見・即時対応のために欠席の初期対応を徹底する。
 - ③中1ギャップ解消プログラムの着実な実践と改善
 - 小・中学校間の緊密な連携体制（心の輪をつくる会）を確立し、「中学校体験入学」、「いじめ見逃しゼロスクール集会」、「ピアサポート」等を実施し、連携を図る。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ①一人一人が活躍できる学習活動
 - ・児童会活動での異学年（スマイル班）交流の充実
 - ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ・児童が主体的に取り組める学習活動
 - ②生活集会
 - SST等の活動を通し、他者への思いやりや、心の通い合うコミュニケーション能力を育む。
 - ②全校道徳
 - 「生活集会」における全校道徳や、「いじめ見逃しゼロスクール集会」における活動で、いじめの問題を取り上げ、考え、議論する時間を設定する。
 - ③授業のユニバーサルデザイン化
 - 誰もが安心して学べ、分かる、できる喜びを実感できるように授業のユニバーサルデザイン化に努める。
- (3) 教員の指導力向上を図る
- ①児童の自主的な特別活動の推進や心のケアに対応できるよう研修会等に積極的に参加する。
 - ②全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施する。
- (4) 学校評価等による取組の改善
- ①学校いじめ基本方針が、児童・保護者に認知されているか、機能しているかどうか点検・見直しを行う。
 - ②学校評価の評価項目に位置付け、取組の改善を図る。
 - ③学校運営協議会において、学校がいじめ問題について組織的な対応を行っているか評価する。

5 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見
- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことに

より、児童小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点で対応に努め、「いじめ不登校対策委員会」や職員終会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 「学校生活に関するアンケート(教育相談週間中はいじめ発見に重点)」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ④ 1学期と2学期に「教育相談週間」を設定し、児童の心の声を丁寧に聞き取る。
- ⑤ アンケートや教育相談の内容に、インターネット上でのトラブルやいじめに関する項目を設定する。

(2) いじめの早期解決(対処)

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② いじめを受けた児童への対応及び支援
 - ・ いじめを受けた児童の心的な状況を十分理解し、守り通すことや秘密を守ることを伝え、できるだけ不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。いじめに至った経緯を時系列で整理し、記録に残す。
 - ・ いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組めるような環境を整備する。
- ③ いじめを行った児童に対する措置
 - ・ いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、家庭環境や障害特性などに配慮しながら、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
 - ・ 関係保護者に迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求め、継続的な助言を行う。
- ④ いじめが起きた集団への働き掛け
 - ・ いじめの場面には、当事者たちの他に、いじめをはやし立てたり、おもしろがって見たりしている「観衆」、見て見ぬふりをしている「傍観者」がいる。「観衆」がおもしろがったり、「傍観者」が黙認したりするといじめは助長される。いじめを黙認することは、いじめに加担することであり、許されないことを指導する。
- ⑤ 児童
 - ・ いじめを行った児童、いじめを受けた児童双方の関係修復のために、謝罪・和解の場や方法を検討し、最善策を講じる。
- ⑥ いじめの完全解決のために
 - ・ 「いじめが解消している状態」とは、少なくとも3か月以上心理的または物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの条件が満たされている必要がある。
- ⑦ いじめの再発を防ぐために
 - ・ 時間が経った後、繰り返しいじめが起きることを防ぐために、事案の記録をしっかり引き継ぎ、環境等の変化での人間関係に注意する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

① 家庭との連携

- ・ 学校の基本方針について、学校説明会や学校だより、ホームページなどで説明し、いじめ問題解決の重要性の認識を広める。
- ・ P T Aとの共催により、いじめの理解や携帯電話等によるインターネット利用

に関する説明会・研修等を企画・実施する。

- ・保護者には、我が子の前で他の児童を批判するなど、いじめを誘発・助長する可能性があるような言動をしないよう啓発する。

② 地域との連携

- ・地域行事への参加を促す。
- ・いじめに関する学校の取組を紹介することを通じて、広報・啓発を図る。
- ・学校運営協議会、後援会、青少年育成会議と基本方針を説明し、連携していじめ防止・根絶に努める。

③ 関係機関との連携

- ・J A S T、すこやかなくらし包括支援センター、児童相談所、警察署等と連携する。

(4) 重大事態への対処

- ・いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)を基に、適切に対応する。
- ・重大事態と認められた時は、速やかに関係機関と連携を取り、教育委員会が学校と連携して調査し、調査結果を保護者に報告する。
- ・児童または保護者から、重大事態に至ったとの申立てがあった場合には、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと判断しない。

【重大事態の意味】

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合。
- ・いじめにより相当の期間(年間30日を目安とする)、学校を欠席することを余儀なくされている場合。

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「いじめ不登校対策委員会」

いじめや不登校の防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導主任、教務主任、生活指導担当、養護教諭、当該学級担任によるいじめ不登校対策委員会を設置する。週1回開催し、速やかに関係機関と連絡を取り合う。

② 生徒指導情報共有

週1回、問題傾向を有する児童その他について、全教職員で現状や指導についての情報を交換し、共通行動、今後の対応について理解する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催し、敏速な対応を行う。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生活指導主任、P T A会長、高田東交番所長、後援会長、 学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会長
